

保守点検・清掃・法定検査のご契約は **浄化槽一括契約システム**をご利用ください

浄化槽管理者
(設置者)



一括契約
(標準契約書)



法定検査

指定検査機関
(公社) 茨城県水質保全協会



保守点検

茨城県に登録した
保守点検業者



清 掃

市町村の許可を
受けた清掃業者

保守点検・清掃・法定検査は管理者（設置者）の義務です

各家庭などに設置される浄化槽は、下水道等とともに生活排水を処理する重要な施設ですが、適正に維持管理が行われないと浄化槽の機能が十分に発揮されず、河川・湖沼の水質汚濁の原因となります。このため、浄化槽法は、浄化槽の管理者（設置者）に保守点検・清掃・法定検査を義務付けております。

浄化槽一括契約システムは、県で定めた標準契約書（一括契約書）を使って、管理者の義務である保守点検・清掃・法定検査を一括して契約でき、安心して任せられますので大変便利です。是非ご利用ください。

浄化槽設置届出書・明細書の提出時に一括契約書の写しを添付してください

県では、浄化槽設置時に提出する浄化槽設置届出書・明細書に浄化槽一括契約書の写しの添付を求めています。建売住宅など家主未定で添付できない場合でも、住宅の使用開始までに保守点検業者又は清掃業者へお問合せいただき、一括契約をご契約ください。添付が確認できない場合には、県からご連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。



茨城県



浄化槽一括契約システムのメリットは？

①保守点検・清掃・法定検査が**同時に契約**できます。



②**年間の費用が明確**になり、安心して浄化槽をご使用いただけます。

③保守点検・清掃が**確実に実施**され、年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。

④保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中の**トラブルに迅速に対応**できます。

保守点検・清掃・法定検査を行わないとどうなるの？

保守点検・清掃を行わないと浄化槽の機能が十分に発揮されず、し尿や汚水を性能のとおり浄化することができなくなり、水質汚濁や悪臭の原因となります。

また、法定検査を受けない浄化槽管理者に対しては、勧告・命令が出されることがあり、命令に違反した場合には30万円以下の過料に処されます。

法定検査・保守点検・清掃は浄化槽管理者（設置者）の義務ですので、必ず行いましょう。保守点検・清掃を行った後は、業者から記録を受け取り、3年間保管しましょう。

浄化槽一括契約システムについて詳しく知りたいときは？

一括契約システムについては、茨城県水質保全協会ホームページをご覧ください。現在契約されている保守点検業者、清掃業者または下記の茨城県水質保全協会のお問い合わせ先へご連絡ください。

また、契約を代行する保守点検業者又は清掃業者をお探しの場合は、協会ホームページに掲載されていますので、浄化槽を設置する市町村を営業区域としている業者をお選びいただき、直接ご連絡ください。



➡ 茨城県水質保全協会ホームページ
(浄化槽一括契約システム)

お問い合わせ先

法定検査・保守点検・
一括契約システムに関すること

茨城県知事指定検査機関

(公社) 茨城県水質保全協会

〒310-0845 茨城県水戸市吉沢町650-1

TEL 029-291-4000

FAX 029-304-5005

清掃に関すること

(一社) 茨城県環境保全協会

〒310-0845 茨城県水戸市平須町1828-192

平須ビル202

TEL 029-303-6007

FAX 029-303-6008

浄化槽全般に関すること



茨城県

県民生活環境部環境対策課

TEL 029-301-2966

県民生活環境部環境政策課

県央環境保全室 TEL 029-301-3044

県北県民センター環境・保安課 TEL 0294-80-3355

鹿行県民センター環境・保安課 TEL 0291-33-6056

県南県民センター環境・保安課 TEL 029-822-7048

県西県民センター環境・保安課 TEL 0296-24-9134



➡ 各県民センターの管轄については
こちら (県ホームページ)